

## 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和7年2月発生の岩手県大船渡市の山林火災による被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2025年3月3日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省東北運輸局 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

### 【1. 伸長対象の地域】

【岩手県】大船渡市

※令和7年2月発生の岩手県大船渡市の山林火災に関する災害救助法の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有する自動車については、対象地域および使用の本拠にかかわらず、被災地において救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う場合、適用地域と同様に特別措置の適用が可能です。

### 【2. 対象の契約】

#### ◆検査対象車

自動車検査証の有効期間の満了が2025年2月26日から2025年4月2日までの自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が2025年2月27日から2025年4月3日までの保険契約

#### ◆検査対象外車

保険期間の終期が2025年2月26日から2025年4月3日までの保険契約

### 【3. 特別措置の内容】

対象	使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予	
検査対象車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害等で被災された契約者 ○今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	伸長対象地域内	有	○ (2025年4月3日まで)	○ (2025年4月30日まで)
	○今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	伸長対象地域外	無	×	○ (2025年4月30日まで)
	上記以外	伸長対象地域内	有	○ (2025年4月3日まで)	○ (2025年4月30日まで)
		伸長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害等で被災された契約者 ○今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	—	—	○ (2025年4月3日まで)	○ (2025年4月30日まで)

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。